

【viii 母子保健課関係】

新		旧	
<p>額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第99号)、「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第496号)により算定した額の実支出額</p> <p>(2) (略)</p>	(略)	<p>算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第99号)、「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第496号)により算定した額の実支出額</p> <p>(2) (略)</p>	(略)
<p>結核児童日用品費等負担金</p>	(略)	<p>結核児童日用品費等負担金</p>	(略)
<p>子どもの心の診療ネットワーク事業</p>	(略)	<p>子どもの心の診療ネットワーク事業</p>	2分の1
<p>母子保健衛生費国庫補助金</p>	<p>1 都道府県あたり <u>15,800,000円</u></p> <p>※事業期間が1年に満たない場合は、<u>15,800,000円</u>×事業月数/12とする</p>	<p>1 都道府県あたり <u>15,900,000円</u></p> <p>※事業期間が1年に満たない場合は、<u>15,900,000円</u>×事業月数/12とする。</p>	2分の1
<p>療育指導事業</p>	(略)	(略)	(略)
<p>生涯を通じた女性の健康支援事業</p>	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 不妊専門相談センター事業(相談担当者に対する研修を含む。) 474,500円×実施月数</p> <p>ただし、不妊症に悩む者に対する相談対応を行う場合は<u>31,100円</u>×実施月数を加算。</p> <p>4 HTLV-1母子感染対策事業 1 都道府県あたり <u>1,510,000円</u></p>	<p>生涯を通じた女性の健康支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、食料費、印刷製本費)、役務費、広告知料、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p> <p>生涯を通じた女性の健康支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、食料費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告知料、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p> <p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 不妊専門相談センター事業(相談担当者に対する研修を含む。) 474,500円×実施月数</p> <p>4 HTLV-1母子感染対策事業 1 都道府県あたり <u>1,507,000円</u></p>	2分の1

新		旧			
	不妊に悩む方への特定治療支援事業	(略)	(略)	不妊に悩む方への特定治療支援事業	(略)
	健やかな妊娠等サポート事業	(略)	(略)	健やかな妊娠等サポート事業	(略)

別紙様式第1～第4 (略)

別紙様式第1～第4 (略)

「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」一部改正新旧対照表（案）

新	旧
<p>別紙 母子保健医療対策等総合支援事業の実施について 母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱</p> <p>第1 趣旨 (略)</p> <p>第2 事業内容 1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 生涯を通じた女性の健康支援事業 (1) 事業目的 女性は、妊娠、出産等固有の機能を有するだけでなく、女性特有の身体的特徴を有することにより、さまざまな支障や心身にわたる悩みを抱えている。このため、生活に密着した身近な機関において、女性がその健康状態に応じた自己管理を行うことができよう健康教育を実施し、また気軽に相談することのできる体制を確立するとともに不妊や不育の課題に対応するための適切な体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。 また、HTLV-1母子感染について、妊婦に対するHTLV-1抗体検査の適切な実施、相談体制の充実、関係者の資質向上、普及啓発の実施等により、HTLV-1母子感染を防ぐ体制の整備を図り、地域におけるHTLV-1母子感染対策の推進を目的とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 事業内容等 都道府県等は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部又は全部を実施するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 不妊専門相談センター事業</p> <p>ア 対象者 不妊で悩む夫婦等を対象とする。</p> <p>イ 実施担当者 本事業は、不妊治療に関する専門的知識を有する医師、その他社会福祉、心理に關しての知識を有する者等により実施する。</p> <p>ウ 実施場所 本事業は、不妊治療を実施している医療施設における不妊治療の内容等を動員して、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長が適当として指定した施設において実施するものとする。この場合、地域の日本産科婦人科学会及び日本産婦人科医学会等の関係者の意見を聞くことが望ましい。</p> <p>エ 事業内容 (1) 夫婦の健康状況に的確に応じた不妊に関する相談指導 a 不妊治療に関する情報提供 b 不妊相談を行う専門相談員の研修 c その他不妊相談に必要な事項 d</p>	<p>別紙 母子保健医療対策等総合支援事業の実施について 母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱</p> <p>第1 趣旨 (略)</p> <p>第2 事業内容 1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 生涯を通じた女性の健康支援事業 (1) 事業目的 女性は、妊娠、出産等固有の機能を有するだけでなく、女性特有の身体的特徴を有することにより、さまざまな支障や心身にわたる悩みを抱えている。このため、生活に密着した身近な機関において、女性がその健康状態に応じた自己管理を行うことができよう健康教育を実施し、また気軽に相談することのできる体制を確立するとともに不妊の課題に対応するための適切な体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。 また、HTLV-1母子感染について、妊婦に対するHTLV-1抗体検査の適切な実施、相談体制の充実、関係者の資質向上、普及啓発の実施等により、HTLV-1母子感染を防ぐ体制の整備を図り、地域におけるHTLV-1母子感染対策の推進を目的とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 事業内容等 都道府県等は、地域の実情に応じて次に掲げる事業の一部又は全部を実施するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 不妊専門相談センター事業</p> <p>ア 対象者 不妊で悩む夫婦等を対象とする。</p> <p>イ 実施担当者 本事業は、不妊治療に関する専門的知識を有する医師、その他社会福祉、心理に關しての知識を有する者等により実施する。</p> <p>ウ 実施場所 本事業は、不妊治療を実施している医療施設における不妊治療の内容等を動員して、都道府県知事、指定都市の市長又は中核市の市長が適当として指定した施設において実施するものとする。この場合、地域の日本産科婦人科学会及び日本産婦人科医学会等の関係者の意見を聞くことが望ましい。</p> <p>エ 事業内容 (1) 夫婦の健康状況に的確に応じた不妊に関する相談指導 a 不妊治療に関する情報提供 b 不妊相談を行う専門相談員の研修 c その他不妊相談に必要な事項 d</p>

(ハ) 不妊治療に関する情報提供については、都道府県域やその近隣地域における不妊治療の実施状況に関する情報提供を行うものとする。

(ホ) 不妊相談を行う専門相談員の研修については、以下の内容についてこれを行うものとする。

a 不妊相談の進め方

b 不妊の原因

c 不妊の検査方法

d 不妊の治療方法

e 排卵誘発剤の使用法・副作用、体外受精・胚移植についてなど

(キ) その他不妊相談について必要な事項

(ク) 周知徹底

不妊相談を希望する者が、不妊専門相談センターの所在等を容易に把握することができよう、各種広報紙への掲載、ポスターの作成配布を通じ周知徹底を図るとともに、医療機関に対しても同センターについて周知を図るものとする。

(ケ) 事業推進上の留意事項

本事業による不妊相談については、女性健康支援センター事業において実施する不妊相談や、近隣の他の都道府県等が設置する不妊専門相談センターと連携を密にし、各事業が、その内容に応じて、適切な対応を行うことができるよう配慮するとともに、専門的な相談を必要とする者が本事業の対象として紹介されるよう連携体制の整備を図るものとする。

については、都道府県が設置する不妊専門相談センターと、同一都道府県内の指定都市・中核市が設置する不妊専門相談センターとの間などにおいて、例えば専門医等による相談対応、社会福祉・心理の専門家による相談のほか、不妊の当事者によるグループ活動やピアカウンセリングの実施など、役割分担や連携を図る等の工夫を図ることが望ましい。

その他、次の事項に留意するものとする。

a 不妊治療に関する情報提供に当たっては、女性健康支援センターや保健所等の関係機関においても相談者に対し必要な情報の提供ができるよう、その内容や方法を工夫するものとする。

b 不妊専門相談センターに、泌尿器科を有しない場合には、泌尿器科を標榜する医療施設と密接な連携を図ることが望ましい。

c 本事業による不妊相談については、医療施設における通常の診療とは別に独立して相談を受けることができるよう配慮する。

d 不妊相談については、相談者のプライバシーが十分保護されるよう、独立の室を用いるとともに、相談室であることを明示することが望ましい。

e 不妊相談については、インフォームド・コンセントに十分留意する。

(ク) 関係機関との連携

都道府県等は、本事業の実施に当たり、医師会、産婦人科を担当する医師、その他関係団体等と十分に連携をとり、事業の実施について協力を求める。

イ 不育症に対する支援

(7) 対象者

習慣流産等（いわゆる不育症）（以下「不育症」という。）で悩む者を対象とする。

(イ) 実施担当者

本事業は、不育症支援に関する専門的知識を有する医師、その他保健、心理に關しての知識を有する者等により実施する。

不妊治療に関する情報提供については、都道府県域やその近隣地域における不妊治療の実施状況に関する情報提供を行うものとする。

不妊相談を行う専門相談員の研修については、以下の内容についてこれを行うものとする。

(7) 不妊相談の進め方

(イ) 不妊の原因

(ウ) 不妊の検査方法

(エ) 不妊の治療方法

(オ) 排卵誘発剤の使用法・副作用、体外受精・胚移植についてなど

(カ) その他不妊相談について必要な事項

周知徹底

不妊相談を希望する者が、不妊専門相談センターの所在等を容易に把握することができよう、各種広報紙への掲載、ポスターの作成配布を通じ周知徹底を図るとともに、医療機関に対しても同センターについて周知を図るものとする。

事業推進上の留意事項

本事業による不妊相談については、女性健康支援センター事業において実施する不妊相談や、近隣の他の都道府県等が設置する不妊専門相談センターと連携を密にし、各事業が、その内容に応じて、適切な対応を行うことができるよう配慮するとともに、専門的な相談を必要とする者が本事業の対象として紹介されるよう連携体制の整備を図るものとする。

については、都道府県が設置する不妊専門相談センターと、同一都道府県内の指定都市・中核市が設置する不妊専門相談センターとの間などにおいて、例えば専門医等による相談対応、社会福祉・心理の専門家による相談のほか、不妊の当事者によるグループ活動やピアカウンセリングの実施など、役割分担や連携を図る等の工夫を図ることが望ましい。

その他、次の事項に留意するものとする。

(7) 不妊治療に関する情報提供に当たっては、女性健康支援センターや保健所等の関係機関においても相談者に対し必要な情報の提供ができるよう、その内容や方法を工夫するものとする。

(イ) 不妊専門相談センターに、泌尿器科を有しない場合には、泌尿器科を標榜する医療施設と密接な連携を図ることが望ましい。

(ウ) 本事業による不妊相談については、医療施設における通常の診療とは別に独立して相談を受けることができるよう配慮する。

(エ) 不妊相談については、相談者のプライバシーが十分保護されるよう、独立の室を用いるとともに、相談室であることを明示することが望ましい。

(オ) 不妊相談については、インフォームド・コンセントに十分留意する。

関係機関との連携

都道府県等は、本事業の実施に当たり、医師会、産婦人科を担当する医師、その他関係団体等と十分に連携をとり、事業の実施について協力を求める。

新	旧
<p>(ウ) <u>実施場所</u> <u>本事業は、不妊専門相談センター又は都道府県知事、指定都市の市長、中核市の市長が適当として指定した場所とする。</u></p> <p>(イ) <u>事業内容</u> a <u>不妊症に関する相談対応</u> b <u>不妊症に関する普及啓発及び研修</u> c <u>その他不妊症相談に必要な事項</u></p> <p>(カ) <u>周知徹底</u> <u>不妊症相談を希望する者への相談対応が出来るよう不妊専門相談センター等の所在地及び連絡先を記載したリーフレット等を作成するとともに、医療機関に対しても周知を図るものとする。</u></p> <p>(キ) <u>関係機関との連携</u> <u>都道府県等は、本事業の実施にあたり、医師会、産婦人科を担当する医師、その他の関係団体等と十分に連携をとり、事業の実施について協力を求める。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>別添1～別添6 (略)</p>	<p>④ (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>別添1～別添6 (略)</p>

「小児慢性特定疾患治療研究費国庫補助金交付要綱」一部改正新旧対照表(案)

新

旧

小児慢性特定疾患治療研究費国庫補助金交付要綱

1～3 (略)

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。
 ただし、算出された種目ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
 (1) (略)
 (2) (1) により選定された額 (法第56条第5項の規定により都道府県等支払うべき旨を命ずる額が5に定める支払命令基準額を上回るときは、その差額を加算した額とする。)に2分の1を乗じて得た額の合計額の範囲内額を交付額とする。

小児慢性特定疾患治療研究費国庫補助金交付要綱

1～3 (略)

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。
 ただし、算出された種目ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
 (1) (略)
 (2) (1) により選定された額 (法第56条第5項の規定により都道府県等支払うべき旨を命ずる額が5に定める支払命令基準額を上回るときは、その差額を加算した額とする。)に2分の1を乗じて得た額の合計額の範囲内額を交付額とする。

1 種目	2 基準額	3 対象経費
医療費	「診療報酬の算定方法(仮)」(平成〇〇年〇月厚生労働省告示第〇〇号)、「入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る生活療養費の算定に関する基準」(平成18年3月厚生労働省告示第99号)、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(仮)」(平成〇〇年〇月厚生労働省告示第〇〇号)及び「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法」(平成18年9月厚生労働省告示第496号)に準じて算定した額の合計額から、社会保険各法の規定により療養の給付に關し保険者が負担すべき額を控除した額	小児慢性特定疾患の治療研究に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費
事務費	(略)	(略)

5～14 (略)

別紙様式1 (略)

別紙様式2 (略)

別紙様式3 (略)

1 種目	2 基準額	3 対象経費
医療費	「診療報酬の算定方法」(平成20年3月厚生労働省告示第59号)、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月厚生労働省告示第99号)、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法」(平成20年3月厚生労働省告示第67号)及び「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法」(平成18年9月厚生労働省告示第496号)に準じて算定した額の合計額から、社会保険各法の規定により療養の給付に關し保険者が負担すべき額及び5に定める支払命令基準額を控除した額	小児慢性特定疾患の治療研究に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費
事務費	(略)	(略)

5～14 (略)

別紙様式1 (略)

別紙様式2 (略)

別紙様式3 (略)

「小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱」一部改正新旧対照表(案)

新	旧
<p>小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 実施方法</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 費用</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1) の費用の額は、「診療報酬の算定方法(平成〇〇年厚生労働省告示第〇号)」、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養費の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)」、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成〇〇年厚生労働省告示第〇号)」又は「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第496号)」に準じて算定した額から、当該児童について医療保険により行われる医療に関する給付の額を控除し、さらに9に定めるところにより対象患者又はその扶養義務者が負担する額(以下「一部負担額」という。)を控除した額とする。</p> <p>9～11 (略)</p> <p>第5～第11 (略)</p> <p>(別紙様式例1) (略)</p> <p>(別紙1) (略)</p> <p>(別紙様式例2) (略)</p> <p>(別紙様式例3) (略)</p> <p>(別表1) (略)</p> <p>(別表2) (略)</p> <p>(別紙様式例4) (略)</p> <p>(別紙2) (略)</p>	<p>小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 実施方法</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 費用</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1) の費用の額は、「診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)」、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養費の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)」、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成20年厚生労働省告示第67号)」又は「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第496号)」に準じて算定した額から、当該児童について医療保険により行われる医療に関する給付の額を控除し、さらに9に定めるところにより対象患者又はその扶養義務者が負担する額(以下「一部負担額」という。)を控除した額とする。</p> <p>9～11 (略)</p> <p>第5～第11 (略)</p> <p>(別紙様式例1) (略)</p> <p>(別紙1) (略)</p> <p>(別紙様式例2) (略)</p> <p>(別紙様式例3) (略)</p> <p>(別表1) (略)</p> <p>(別表2) (略)</p> <p>(別紙様式例4) (略)</p> <p>(別紙2) (略)</p>

(案)

雇 児 発 ※ 第 ※ 号
平成 ※ ※ 年 ※ 月 ※ ※ 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童虐待防止医療ネットワーク事業の実施について

児童福祉行政の向上については、かねてから特段の配慮を煩わしているところであるが、深刻な児童虐待が頻発する中で、地域の医療機関における身体的虐待の早期発見、適切な対応能力の向上が必要であり、地域医療全体で虐待防止体制を整備することが重要である。このため、今般、別紙のとおり「児童虐待防止医療ネットワーク事業実施要綱」を定め、平成24年度から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

児童虐待防止医療ネットワーク事業実施要綱（案）

1 事業目的

児童虐待件数は年々増加しており、小児救急現場でも頭部外傷をはじめ、身体的虐待を疑わせる児童の受診も多い。しかし、医療機関においては知識や経験が不十分だったり、組織的対応の体制がない場合もあり、十分に対応ができていない状況であることから、地域医療全体の児童虐待防止体制を整備することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

3 事業内容

都道府県は、次に掲げる事業を実施するものとする。

(1) 児童虐待専門コーディネーターの配置

都道府県の中核的な小児救急病院等に児童虐待専門コーディネーター（児童虐待の専門知識を有するメディカルソーシャルワーカー（MSW）等）を配置し、院内及び地域の関係者との連絡・調整を行う。

(2) 児童虐待対応に関する相談への助言等

地域の医療機関からの児童虐待対応に関する相談への助言。救急搬送での対応事例について、地域の医療機関に情報提供。

(3) 児童虐待対応向上のための教育研修

地域の医療機関の医師等を対象に、児童虐待対応ができる体制整備のための教育研修を実施。

(4) 拠点病院における児童虐待対応体制を整備

児童虐待専門コーディネーターを中心として、院内に児童虐待対策委員会を設置し、医学的所見や本人や保護者等の情報等を共有し、対応方針・役割分担を決定するなど、児童虐待対応体制を整備し、児童虐待対応マニュアルなどを作成する。

4 国の助成

事業に要する経費については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。